

第8章 環境の保全のための措置

環境影響評価の検討の過程において講ずることとした環境保全措置は以下に示すとおりです。

環境保全のための措置の効果の不確実性の有無については、「保全のための措置に関わる行為が理想的な状態で実行された場合に、その効果が得られるか否か」という観点で判断しています。

第1節 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

8.1 大気環境

1) 粉じん等

影響の程度は小さいと考えられるものの、その稼働状況によっては「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」により粉じんの発生・拡散が生じると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表8-1に示します。

表 8-1(1) 粉じん等に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(建設機械の稼働)	仮囲いの設置	工事中	地上で建設機械が稼働する工事区域	低減	a	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を抑制することができます。	-	-
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、粉じん等の発生を抑制することができます。	-	-
	工事の平準化	工事中	計画路線全線	低減	a	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等が局地的に集中して発生することを防止できます。	-	-
	工事現場の清掃や散水	工事中	地上で建設機械が稼働する工事区域	低減	a	工事現場の清掃や散水を行うことで、粉じん等の発生を抑制することができます。	-	-

1 実施者

a : 都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b : 都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

表 8-1(2) 粉じん等に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	工事の平準化	工事中	車両が運行する区間	低減	a	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないよう配慮することで、粉じん等が局地的に集中して発生することを防止できます。	-	-
	荷台への防塵シートの敷設・散水	工事中	車両が運行する区間	低減	a	荷台に防塵シートを敷設するとともに散水を行うことで、粉じん等の発生を抑制することができます。	-	-
	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃・散水、タイヤの洗浄	工事中	施工ヤード及びその周辺	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃・散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を抑制することができます。	-	-

1 実施者

a : 都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b : 都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

2) 二酸化窒素

影響の程度は小さいと考えられるものの、「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」により二酸化窒素の発生・拡散が生じると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-2 に示します。

表 8-2 二酸化窒素に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(建設機械の稼働)	排ガス対策型建設機械の採用	工事中	計画路線全線	低減	a	排ガス対策型建設機械を採用することで、工事に伴う二酸化窒素の発生量を低減することができます。	-	-
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、二酸化窒素の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の使用時における配慮の徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止に努めることで、二酸化窒素の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素の発生を抑制することができます。	-	-
(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素の発生を抑制することができます。	-	-
	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルート分散	工事中	車両が運行する区間	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルートの更なる分散化を行うことにより、車両の集中による局地的な二酸化窒素の発生を防止することができます。	-	分散させた道路への影響が考えられます。

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

3) 浮遊粒子状物質

影響の程度は小さいと考えられるものの、「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」により浮遊粒子状物質の発生・拡散が生じると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-3 に示します。

表 8-3(1) 浮遊粒子状物質に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(工事の実施 建設機械の稼働)	排ガス対策型建設機械の採用	工事中	計画路線全線	低減	a	排ガス対策型建設機械を採用することで、工事に伴う浮遊粒子状物質の発生量を低減することができます。	-	-
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、浮遊粒子状物質の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の使用時における配慮の徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止に努めることで、浮遊粒子状物質の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、浮遊粒子状物質の発生を抑制することができます。	-	-

1 実施者

- a : 都市鉄道施設の整備を行う者 (独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)
- b : 都市鉄道施設の営業を行う者 (相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)

- 2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。
- 3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

表 8-3(2) 浮遊粒子状物質に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、浮遊粒子状物質の発生を抑制することができます。	-	-
	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルート分散	工事中	車両が運行する区間	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルートの更なる分散化を行うことにより、車両の集中による局地的な浮遊粒子状物質の発生を防止することができます。	-	分散させた道路への影響が考えられます。

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

4) 騒音

「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」、「列車の走行」により騒音の影響があると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-4に示します。

表 8-4(1) 騒音に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(建設機械の稼働)	低騒音型建設機械の採用	工事中	計画路線全線	低減	a	低騒音型建設機械を採用することで、工事に伴う騒音の発生を抑制することができます。	-	-
	仮囲いの設置	工事中	地上で建設機械が稼働する工事区域	低減	a	仮囲いを設置することにより音が遮音されるため、騒音を低減する効果があります。	-	-
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、騒音の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の使用時における配慮の徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止に努めることで、騒音の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を抑制することができます。	-	-

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

表 8-4(2) 騒音に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を抑制することができます。	-	-
	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルート分散	工事中	車両が運行する区間	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルートの更なる分散化を行うことにより、車両の集中による局地的な騒音の発生を防止することができます。	-	分散させた道路への影響が考えられます。
土地又は工作物の存在及び供用 (列車の走行(地下を走行する場合を除く))	ロングレールの敷設	供用後	計画路線全線	低減	a	レールの継ぎ目が少なくなり、騒音を低減する効果があります。	-	-
	消音バラストの散布	供用後	列車が地表を走行する区間	低減	a	バラスト間に生じる隙間が音を吸収するため、騒音を低減する効果があります。	-	-
	防音壁の設置	供用後	日吉側擁壁(掘割)部	低減	a	防音壁を設置することにより音が遮音されるため、騒音を低減する効果があります。	-	防音壁の設置により眺望に変化が生じます。
	車両及び軌道の維持管理の徹底	供用後	計画路線全線	低減	b	レールの削正や車輪の転削などによりレール及び使用する車両の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、過度な騒音の発生を防止する効果があります。	-	-

1 実施者

a : 都市鉄道施設の整備を行う者(独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

b : 都市鉄道施設の営業を行う者(相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

5) 振動

「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」、「列車の走行」により振動の影響があると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-5に示します。

表 8-5(1) 振動に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(建設機械の稼働) 工事の実施	低振動型建設機械の採用	工事中	計画路線全線	低減	a	低振動型建設機械を採用することで、工事に伴う振動の発生を抑制することができます。	-	-
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、振動の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の使用時における配慮の徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	過負荷運転の防止に努めることで、振動の発生を抑制することができます。	-	-
	建設機械の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を抑制することができます。	-	-

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

表 8-5(2) 振動に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を抑制することができます。	-	-
	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルート分散	工事中	車両が運行する区間	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルートの更なる分散化を行うことにより、車両の集中による局地的な振動の発生を防止することができます。	-	分散させた道路への影響が考えられます。
土地又は工作物の存在及び供用 (列車の走行)	ロングレールの敷設	供用後	計画路線全線	低減	a	レールの継ぎ目が少なくなり、振動を低減する効果があります。	-	-
	60kg/mレールの採用	供用後	計画路線全線	低減	a	通常のレールより重いレールを敷設することにより、振動を低減する効果があります。	-	-
	防振まくらぎの設置	供用後	計画路線全線	低減	a	防振まくらぎを設置することにより、振動を低減する効果があります。	-	-
	車両及び軌道の維持管理の徹底	供用後	計画路線全線	低減	b	レールの削正や車輪の転削などによりレール及び使用する車両の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、過度な振動の発生を防止する効果があります。	-	-

1 実施者

- a : 都市鉄道施設の整備を行う者 (独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)
- b : 都市鉄道施設の営業を行う者 (相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)

- 2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。
- 3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

8.2 水環境

1) 水の濁り、水の汚れ

公共用水域（鳥山川）への影響の程度は小さいと考えられるものの、「工事の実施」により水の濁り、水の汚れが生じると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-6 に示します。

表 8-6 水の濁り、水の汚れに係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
（工事の実施 （切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去）	工事排水の適切な処理	工事中	計画路線全線	低減	a	処理施設により工事排水を適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を抑制することができます。	-	-
	工事排水の常時監視	工事中	計画路線全線	低減	a	工事排水の水質を常時監視し、処理状況を常に確認することで、水質管理を徹底することができます。	-	-
	処理装置の点検・整備による性能維持	工事中	計画路線全線	低減	a	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができます。	-	-

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

2) 地下水の水位

「工事の実施」、「鉄道施設の存在」による地下水の水位への影響があると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-7 に示します。

表 8-7 地下水の水位に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去)	適切な構造及び工法の検討・採用	工事中	計画路線全線	低減	a	地域の状況に応じた適切な構造及び工法を検討し、地下水の水位に最大限配慮した工事計画を採用することで、地下水の水位に対する影響を可能な限り低減することができます。	-	-
	適切な施工管理	工事中	計画路線全線	低減	a	地下水位、地盤の変位の計測・監視により工事の影響を常に把握しながら適切な施工管理を行うとともに、状況に応じて柔軟に対応できる作業体制を整え、必要に応じて対策工法を行うことで、地下水の水位に対する影響を可能な限り低減することができます。	-	-
土地又は工作物の存在及び供用 (鉄道施設(地下式)の存在)	止水対策の実施(防水シート・止水板の設置、止水性の高い土留壁の採用等)	供用後	箱型トンネル部	低減	a	防水シートや止水板の設置、止水性の高い土留壁の採用等の止水対策を実施することで、地下水の水位に対する影響を可能な限り低減することができます。	-	-

1 実施者

- a : 都市鉄道施設の整備を行う者(独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)
- b : 都市鉄道施設の営業を行う者(相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

3) 河川の形態・流量

本事業では、公共用水域（鳥山川）の流量に対する工事排水の割合が少なく、工事の実施に伴う河川の形態・流量への影響は極めて小さいと考えます。

したがって、環境保全措置は講じないものとします。

なお、工事排水の排出にあたっては、河川管理者と協議を行った上で排出方法を計画し、公共用水域（鳥山川）に問題が生じるような負荷を与えないよう配慮します。

8.3 土壌に係る環境その他の環境

1) 地盤沈下

事業の実施にあたっては、地盤沈下の要因となる地下水の水位に対する影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「8.2 水環境 2) 地下水の水位」(P.8-11)に示すように、地域の状況に応じた適切な構造・工法を検討し、地下水の水位及び地盤に最大限配慮した工事計画を採用するとともに、防水シート等の止水対策を実施し、トンネル内へ地下水を浸透させないよう十分な止水性を確保した構造物を構築することとします。

さらに、工事着手前から計画路線の全線に渡り地下水位や地盤の変位を計測・監視し、工事の影響を常に把握しながら適切な施工管理を行うとともに、状況に応じて適切且つ速やかな対応を行うための作業体制を整え、必要に応じて地盤改良などの対策工法を行います。また、地下水位や地盤の変位の計測・監視による計測値から、影響が想定以上になることが予想された場合に、水みちの確保などの更なる追加対策を講じることができるよう、柔軟な対応を可能とする工事計画を検討します。

なお、鉄道施設の供用にあたっては、鉄道利用の安全性確保の観点からも、構造物のひび割れ、継ぎ目の状況、漏水などについて点検を行うとともに、必要に応じて補修を行うなど、構造物の適切な維持管理を行います。

第2節 人と自然との豊かな触れ合いの確保

8.4 景観

1) 主要な眺望景観

「鉄道施設の存在」により主要な眺望景観に変化を生じさせると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表8-8に示します。

表8-8 景観に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(土地又は工作物の存在及び供用(鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在))	色彩等の配慮	供用後	高架橋 2層部	低減	a	構造物の色彩、形状に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ることができます。	-	-

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

第3節 環境への負荷の量の程度

8.5 廃棄物等

1) 建設工事に伴う副産物

「工事の実施」により副産物が発生すると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-9に示します。

表 8-9 建設工事に伴う副産物に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
（工事の実施 （切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去）	分別・リサイクルの徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	建設廃棄物について、場内の分別、リサイクルの徹底を図ることで、最終処分量を最小限に留めることができます。	-	-
	再利用の徹底	工事中	計画路線全線			建設発生土について、事業内での再利用に努めることで、事業外への土砂の搬出量を最小限に留めることができます。なお、事業外に搬出する建設発生土についても、原則として再利用する方向で検討を進め、有効利用を図ります。		

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えることがないことを示します。

2) 駅舎の供用に伴う一般廃棄物、産業廃棄物

「施設の供用」により廃棄物が発生すると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表 8-10に示します。

表 8-10 駅舎の供用に伴う一般廃棄物、産業廃棄物に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
土地又は工作物の存在及び供用 (施設の供用(駅舎の供用))	分別・リサイクルの徹底	供用後	駅舎	低減	b	分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、駅構内で発生するゴミの分別・リサイクルの徹底を図ることで、最終処分量を最小限に留めることができます。	-	-
	処理・処分の円滑化	供用後	駅舎	低減	b	廃棄物保管場所の適切な設置による廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別・リサイクルや適正処理を徹底することができます。	-	-

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

第4節 その他の項目

8.6 地域社会

1) 交通混雑

「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」により交通流への影響があると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。環境保全措置として採用した事項を表8-11に示します。

表 8-11 交通混雑に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルート分散	工事中	車両が運行する区間	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルートの更なる分散化を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な負荷を軽減することができます。	-	分散させた道路への影響が考えられます。
	運行時間帯の管理	工事中	計画路線全線	低減	a	工事工程の調整や運転者に対する指導により、車両の運行時間帯を管理することで、混雑時間帯における混雑悪化を軽減することができます。	-	分散させた時間帯への影響が考えられます。

1 実施者

- a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
- b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

2) 交通安全

「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」にあたり、歩行者・自転車の安全確保に十分配慮する必要があるため、表 8-12に示す環境保全措置を講じ、交通の安全性を確保します。

表 8-12(1) 交通安全に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守	工事中	計画路線全線	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両について、決められた運行ルートを厳守するとともに、搬入時間及び法定制限速度を厳守することで、安全管理の徹底を図ることができます。	-	-
	安全教育の徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両の運転手に対し交通マナー、施工ヤード予定地への出入時における一旦停止や歩行者優先などの安全運転教育を徹底するとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し、注意喚起することで、事故の発生を未然に防止できます。	-	-
	工事計画の周知徹底	工事中	計画路線全線	低減	a	工事を行う期間など、工事計画の内容について周辺住民に周知徹底を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができます。	-	-

1 実施者

a：都市鉄道施設の整備を行う者（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

b：都市鉄道施設の営業を行う者（相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社）

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

表 8-12(2) 交通安全に係る環境保全措置

影響要因	実施内容			種類	実施者	環境保全措置の効果及び変化	効果の不確実性	他の環境への影響
	実施方法	実施期間	実施位置					
工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	迂回ルートの設定時に対する配慮	工事中	計画路線全線	低減	a	工事期間中に歩行者・自転車の迂回ルートを設定する場合は、周辺の道路状況を考慮し、歩行者・自転車が安全に通行できるように配慮することで、交通の安全性を確保することができます。	-	-
	交通誘導員による誘導	工事中	施工ヤード出入口	低減	a	資材及び機械の運搬に用いる車両の通行時には、施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、歩行者・自転車や資材及び機械の運搬に用いる車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保することができます。	-	-

1 実施者

a : 都市鉄道施設の整備を行う者 (独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

b : 都市鉄道施設の営業を行う者 (相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)

2 「効果の不確実性」の「-」は、実施者が適切に環境保全措置を行うことにより、確実に影響を低減することができることを示します。

3 「他の環境への影響」の「-」は、その他の環境要素に影響を与えないことを示します。

8.7 文化財

1) 文化財

本事業では、文化財の保護・保全のため、関係機関と十分な協議を行い、工事の実施前において必要な措置を講じること、また、工事中において文化財等を発見した場合には直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じることから、工事の実施による文化財への影響は生じないものと考えます。

したがって、環境保全措置は講じないものとします。

8.8 安全（地下埋設物破壊）

1) 安全（地下埋設物破壊）

計画路線は既存の地下埋設物に対し離隔を確保していること、また、工事の実施にあたっては、関係機関との協議を行った上で適切な施工管理を行うとともに、支障する埋設物に対して適切な対策を行うなど、地下埋設物を損傷させることがないよう十分配慮した上で工事を実施することから、地下埋設物の損傷等による安全は確保され则认为ます。

したがって、環境保全措置は講じないものとします。

